

美～ナス定款

GOTTSO 阿波

第1条 目的

- ・美～ナスは阿波市のブランド品として、阿波市の若手生産者で生産を行い阿波市の野菜PRに寄与するものとする

第2条 生産者

- ・美～ナスの生産者は GOTTSO 阿波のメンバーでなければならない

第3条 本数の決定

- ・毎年12月までに今年の植え付け本数を決定し、GOTTSO の定例会で定めた生産方法、販売等を行う

第4条 販売先

- ・販売先はメインを阪急オアシス、プロスコポーレーション、宮崎商店、徳島マルシェとし、各生産者の販売先としては、各自の植え付け本数の30%までを販売しても構わない
- ・新規の販売先がある場合は、GOTTSO の定例会において決定を行う

第5条 販売単価

- ・販売単価については GOTTSO の定例会において定める

第6条 生産方法について

- ・GOTTSO の定例会で定めた生産方法を基本とし、各自のアレンジでより多くの収量アップに勤める
- ・よりよい生産方法がある場合は定例会または Facebook 等で連絡をいれる

第7条 出荷

- ・各自の30%を出荷し、残りは責任者が集荷および出荷を行う（ただし、諸経費も必要なため手数料を支払う）
- ・ブランド品を目指すうえで、明らかに粗悪なものは出荷してはならない
- ・定められた袋、もしくはシールを張り出荷を行う

第8条 出荷規格

- ・GOTTSO の定例会において決定する（規格外についても同様とする）

第9条 その他

- ・必要な情報（注文、クレーム等）については至急の場合は Facebook、それ以外は定例会で報告する
- ・余程の理由がない限り定例会開催の半分以上は出席すること